

ゴールデンウィーク 緊急対応

資料 2

(4/24~5/9)

~あなたと大切な人を守るために~

GWを楽しむには、GWの前から感染リスクの高い行動を避けることが重要です。

GWはできる限り

日常的に会う家族等と県内で過ごそう！

帰省について

【県民の皆様・県外の皆様へ】

滋賀県と緊急事態宣言対象地域等^(※)との間の帰省は控えて！



会食について

- ① 屋内・屋外にかかわらず、できる限り日常的に会う家族等と！
- ② 緊急事態宣言対象地域等^(※)での会食は控えて！



※まん延防止等重点措置実施区域、飲食店の営業時間の短縮の要請等がなされている地域など

基本的な感染対策の徹底 ~私たちの行動で社会は変わります~

- ① 手洗い、マスクの着用、3つの密の回避 など
- ② 感染防止対策のできていない施設の利用は控えて！
- ③ 混雑する場所・時間帯を避けて！



○ GoToEat

- ・新規発行の一時停止を要請！
- ・発行済みの食事券等の利用も控えて！

○ 「今こそ滋賀を旅しよう！」

- ・新規販売を一時停止

○ スポーツサイクルレンタル助成事業

- ・新規受付を一時停止

「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に 基づく対応について (当面「警戒ステージ(ステージⅢ)」の間)

基本的な感染対策の徹底！

- 手洗い、マスクの着用、3つの密の回避など
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に注意
- 家庭内・職場での感染対策を徹底

往来について

【県民の皆様・県外の皆様へ】

- 滋賀県と緊急事態宣言対象地域をはじめとする感染拡大地域(※)との間の往来は、“いま、本当に行かなければならないか”を考慮して！

(そうでなければ控える！)

会食について

- 屋内・屋外にかかわらず、
家族や普段一緒にいる人と！
- 緊急事態宣言対象地域をはじめとする感染拡大地域(※)での会食は控えて！ (県内の飲食店での会食を)

新型インフルエンザ等対策特別措置法 第24条第9項に基づく要請について

令和3年(2021年)4月23日
滋賀県新型コロナウイルス
感染症対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、下記のとおり協力の要請を行う。

記

1 感染対策の徹底

- ・ 基本的な感染対策の徹底(手洗い、マスクの着用、3つの密の回避など)
- ・ 会食は、屋内・屋外にかかわらず、家族や普段一緒にいる人とする。
- ・ 緊急事態宣言対象地域をはじめとする感染拡大地域(※)での会食は控える。
- ・ 家庭でも、咳エチケット、こまめな換気と加湿、取手・ノブなどの共用部分の消毒を実践
- ・ 家族以外の方と接する場面では、感染リスクが高まる「5つの場面」に注意。特に、グラスや箸の共用を控え、会食時であっても会話の際にはマスクを着用
- ・ 感染者が多数確認されている地域などではより注意して行動
- ・ 発熱等の症状がある場合は、自宅で休養
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」、接触確認アプリ「COCOA」の活用

※まん延防止等重点措置実施区域、飲食店の営業時間の短縮の要請等がなされている地域 など

2 施設・事業所における感染防止策の徹底

- ・ 業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底。利用者にも感染防止策への協力を依頼
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」の導入と「感染予防対策実施宣言書」の掲示
- ・ テレワーク・時差出勤の推進

3 外出について

- ・ 滋賀県と緊急事態宣言対象地域をはじめとする感染拡大地域(※)との間の不要不急の往来は控える。

※まん延防止等重点措置実施区域、飲食店の営業時間の短縮の要請等がなされている地域 など

4 イベント開催について(当面令和3年4月末まで)

(1) イベントを開催する場合は以下の目安で開催

<基本的な考え方>

必要な感染防止策が担保される場合には、収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)とする。

時期	収容率の目安		人数上限の目安
当面令和3年4月末まで	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声はないもの(※1)	大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	① 収容人数 10,000 人超 ⇒収容人数の 50% ②収容人数 10,000 人以下 ⇒5,000 人
	100%以内 〔席がない場合は適切な間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)〕	50%以内(※2) 〔席がない場合は十分な間隔(1m)〕	

※1 「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱う。

※2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は 50%を超える場合がある。

(2) 大規模イベントにおける感染防止策の事前相談

全国的な移動を伴うイベントや参加者が 1,000 人を超えるようなイベントの開催を予定されている場合の滋賀県新型コロナ対策相談コールセンターへの相談

【滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター】

- 電話番号:077-528-1344
- 開設時間:9:00~17:00(平日のみ)

感染リスクが高まる

「5つの場面」

① 飲酒を伴う懇親会

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



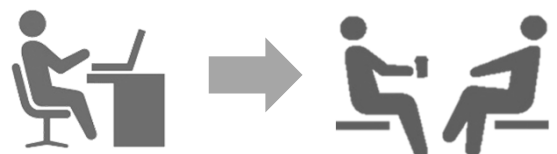
④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



⑤ 仕事から休憩室などへの居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



ワクチン接種の推進について

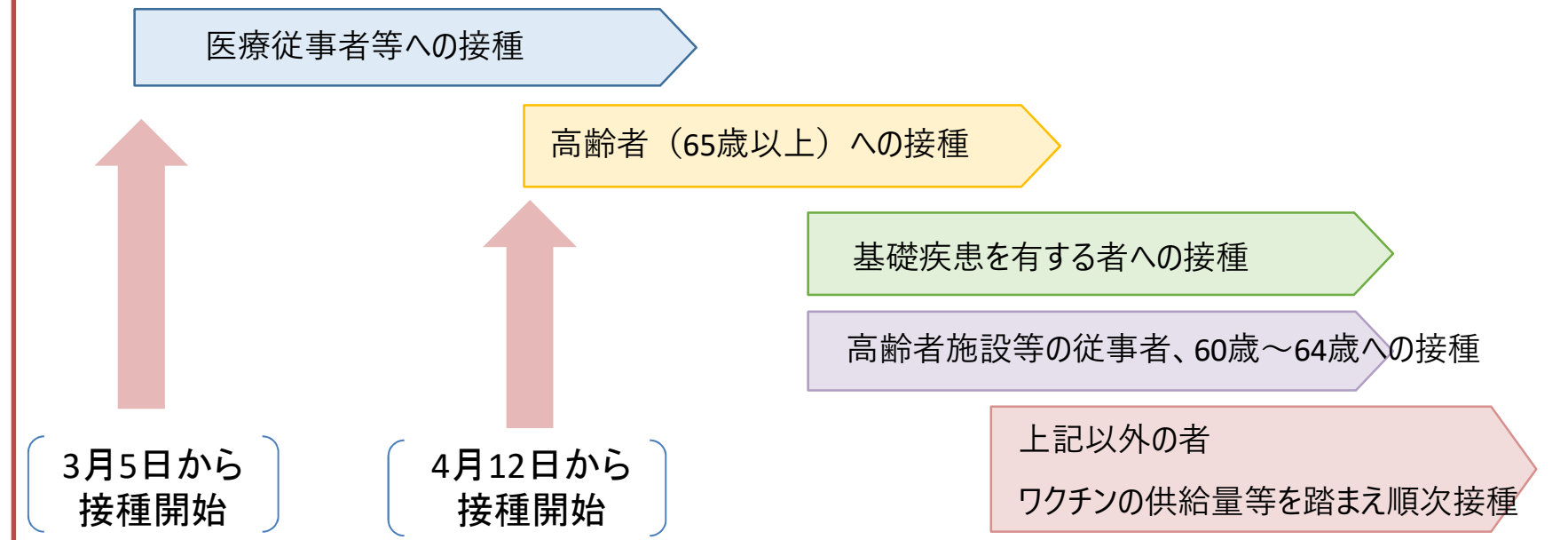
滋賀県(感染症対策課)

ワクチンの接種体制

接種体制の基本設計

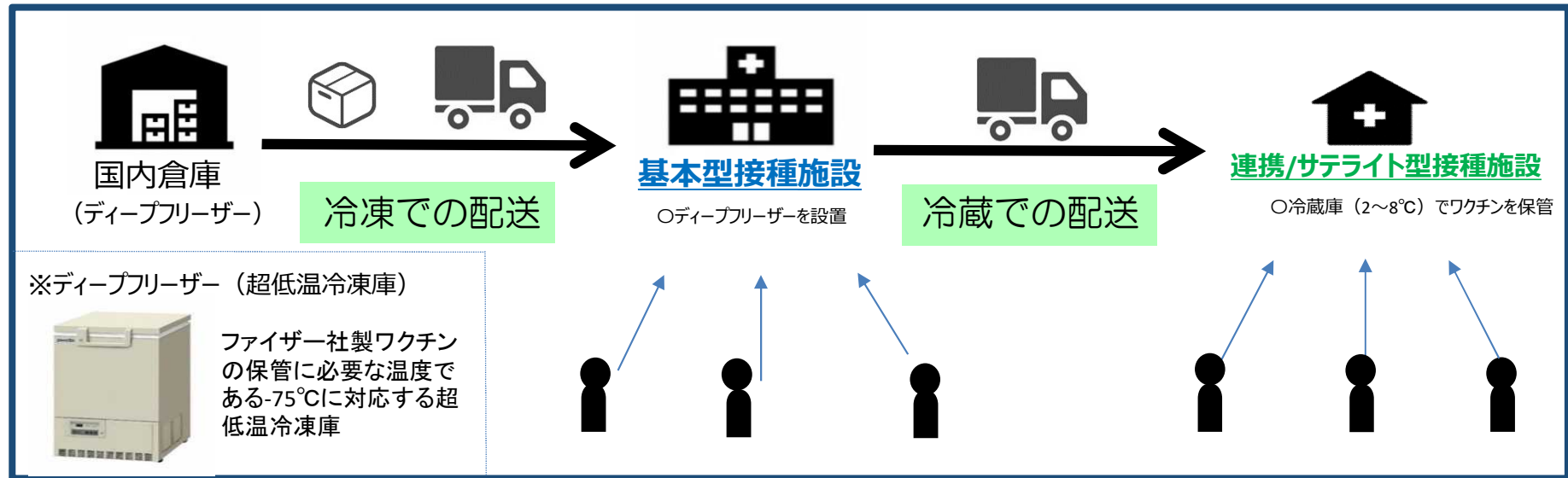
- 国の指示のもと、県の協力により、市町において予防接種を実施
- 原則、居住地の市町村で実施
- 接種会場は、医療機関や市町村設置会場等

接種順位

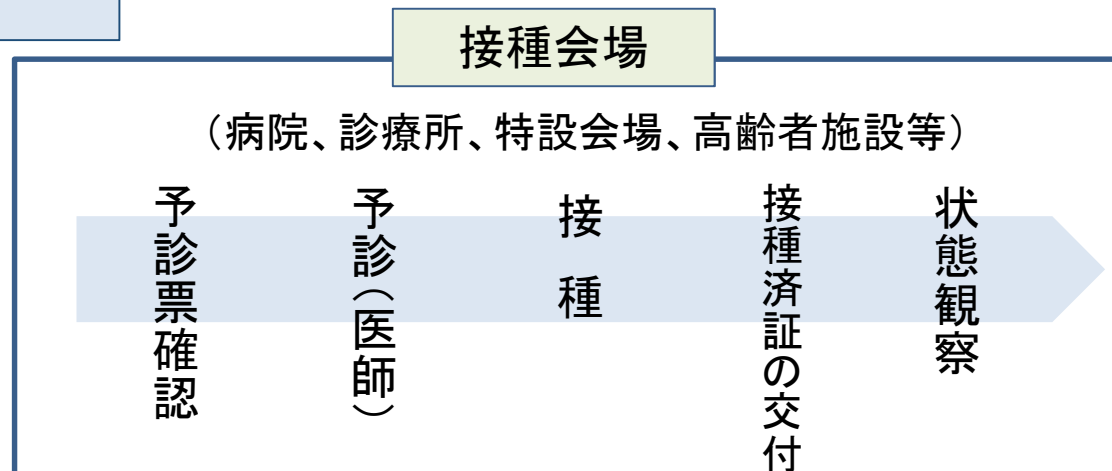
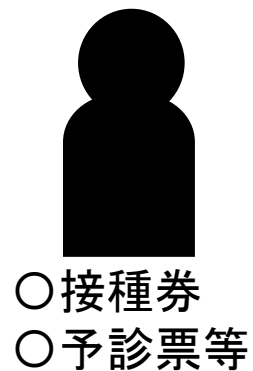


ワクチンの接種体制

1 接種体制



2 接種の流れ



医療従事者等へのワクチン接種

【医療従事者等とは】

- 1 病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者（注）を含む。以下同じ。）に頻繁に接する機会のある医師その他の職員
- 2 薬局において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する機会のある薬剤師その他の職員
- 3 新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊職員
- 4 自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する業務を行う者

医療従事者等へのワクチン接種

1 医療従事者等のワクチン配布スケジュール

(単位:箱)

	3/5	3/11	3/15週	3/26	4/1	4/5週	4/14,15	4/22,23 24	4/26週	5/3週	5/10週	~	5/31週
第1弾	5			(5)									
		5			(5)								
第2弾				2			(5)						
					2			(5)					
第3弾							12			(5)			
								12			(5)		
第4弾											6		(6)

5回接種注射器
1箱=975人

6回接種注射器
1箱=1170人

()は、2回目

※5月10日の週をもって医療従事者等の配布を終了

医療従事者等へのワクチン接種

2 医療機関へのワクチンの配布スケジュール

	基本型接種施設名	配分						
		第1弾		第2弾		第3弾		第4弾
		3月5日 (3月26日)	3月11日 (4月1日)	3月26日 (4月14、15日)	4月1日 (未定)	4月15、16日 (未定)	4月19日の週 (未定)	5月10日の週 (未定)
大津	医療法人弘英会 琵琶湖大橋病院		1				1	調 整 中
	滋賀医科大学医学部附属病院			1		3		
	大津赤十字病院	1	1			1	1	
	独立行政法人地域医療機能推進機構 滋賀医療法人徳洲会病院					1		
湖南	近江草津徳洲会病院			1			2	
	市立野洲病院				1		1	
	滋賀県立総合病院		1				1	
	社会福祉法人恩賜財団 済生会滋賀県病院	1					1	
甲賀	社会福祉法人恩賜財団 済生会守山市民病院				1			
	公立甲賀病院	1					2	
東近江	医療法人社団美松会 生田病院					1		
	近江八幡市立総合医療センター	1				1		
湖東	ヴォーリズ記念病院					1	1	
	彦根市立病院	1				1	2	
湖北	長浜市立湖北病院					1		
	長浜赤十字病院		1			1		
	市立長浜病院					1		
高島	高島市民病院		1					
		5箱	5箱	2箱	2箱	12箱	12箱	6箱

医療従事者等へのワクチン接種

3 医療従事者等の接種予定者

接種予定者数 45,514人

※医療従事者等に対するワクチン接種に関する調査 1月8日～3月2日

4 医療従事者等への接種予定計画

4月末 13,500人 (30%)

5月末 36,000人 (80%)

6月中旬 接種完了

5 医療従事者等の接種実績

接種予定者数 12,822人(1回目)

8,109人(2回目)

4月19日現在

住民へのワクチン接種

1 高齢者(65歳以上)のワクチン配布スケジュール

		配送週および箱数				箱数
		4月5日の週	4月12日の週	4月19日の週	4月26日の週 +5月3日の週	
大津	大津市	1	2	2	14	19
湖南	草津市		1	1	5	7
	守山市	1			3	4
	栗東市			1	2	3
	野洲市			1	2	3
甲賀	甲賀市		1		5	6
	湖南市			1	3	4
東近江	東近江市		1	1	5	7
	近江八幡市		2		4	6
	日野町				1	1
	竜王町				1	1
湖東	彦根市		2		5	7
	愛荘町				1	1
	豊郷町				1	1
	甲良町				1	1
	多賀町				1	1
湖北	長浜市		1	1	5	7
	米原市			1	2	3
高島	高島市			1	3	4
	(合計)	2	10	10	64	86

65歳以上 (人)	バイアル 数累計	高齢者配 分比率
91,670	18,525	10.10%
30,450	6,825	11.21%
18,425	3,900	10.58%
13,147	2,925	11.12%
13,127	2,925	11.14%
25,132	6,100	12.14%
13,486	3,650	13.53%
30,527	6,825	11.18%
22,691	5,300	11.68%
6,379	1,325	10.39%
3,362	1,175	17.47%
28,582	6,225	10.89%
4,759	1,225	12.87%
2,086	1,075	25.77%
2,135	1,075	25.18%
2,495	1,125	22.55%
32,560	6,825	10.48%
11,107	2,925	13.17%
16,768	3,900	11.63%
368,888	83,850	11.37%

83,850 ÷ 2回 = 41,925人

住民へのワクチン接種

2 市町のワクチン接種開始日等

		接種券発送日	接種開始日
大津	大津市	3月29日	4月12日(85歳～)
湖南	草津市	3月31日	4月25日
	守山市	4月9日	4月18日
	栗東市	4月9日	4月25日
	野洲市	3月31日	5月10日
甲賀	甲賀市	4月20日	4月19日の週(高齢者施設) 5月12日(集団接種)
	湖南市	4月19日以降	4月26日の週(高齢者施設) 5月12日(集団接種)
東近江	東近江市	3月30日	4月20日(高齢者施設) 5月10日(集団接種)
	近江八幡市	3月31日	4月24日(沖島地域) 5月10日(その他)
	日野町	4月26日以降	4月17日以降(高齢者施設) 5月中旬(集団接種)
	竜王町	4月19日	4月19日(高齢者施設) 5月10日(集団接種)
湖東	彦根市	4月5日	4月19日(高齢者施設) 5月下旬(集団接種)
	愛荘町	4月19日	4月26日の週(高齢者施設) 5月10日(集団接種)
	豊郷町	4月26日以降	5月下旬
	甲良町	4月16日	5月6日
	多賀町	4月19日以降	5月14日
湖北	長浜市	3月29日	5月下旬(集団接種・75歳～) 6月下旬(集団接種・65～74歳)
	米原市	3月29日	4月26日の週(高齢者施設) 5月中旬(集団接種)
高島	高島市	4月下旬(75歳～) 5月中旬(その他)	5月上旬(高齢者施設) 5月下旬(集団接種)

住民へのワクチン接種

3 今後の高齢者向けのワクチンの配送スケジュール

5月10日の週および5月17日の週 全国に16000箱

5月24日の週および5月31日の週 全国に16000箱以上

以降も、各クール2週間かけて同程度量を出荷

6月末までに全ての高齢者に2回接種できる数量を出荷

※6回接種可能な注射器等は目途がついた段階で切り替える

ワクチンを受けた後について

1 ワクチンを受けた後の注意点

【厚生労働省資料】

接種日当日

接種後、すぐに現れる可能性のある症状について

アナフィラキシー	<ul style="list-style-type: none">・薬や食物が体に入ってから、短時間で起こることのあるアレルギー反応です。・じんま疹などの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、息苦しさなどの呼吸器症状が、急に起こります。血圧低下や意識レベルの低下（呼びかけに反応しない）を伴う場合をアナフィラキシーショックと呼びます。・起こることは極めてまれですが、接種後にもアナフィラキシーが起こっても、すぐに対応が可能なよう、ワクチンの接種会場や医療機関では、医薬品などの準備をしています。
血管迷走神経反射	<ul style="list-style-type: none">・ワクチン接種に対する緊張や、強い痛みをきっかけに、立ちくらみがしたり、血の気が引いて時に気を失うことがあります。・誰にでも起こる可能性がある体の反応で、通常、横になって休めば自然に回復します。・倒れてケガをしないように、背もたれのある椅子に座って様子を見てください。

ワクチンを受けた日の 注意点

- 激しい運動は控えてください。
- 接種部位は清潔に保ちましょう。接種当日の入浴は問題ありませんが、注射した部分は強くこすらないようにしましょう。



数日

接種後、数日以内に現れる可能性のある症状について

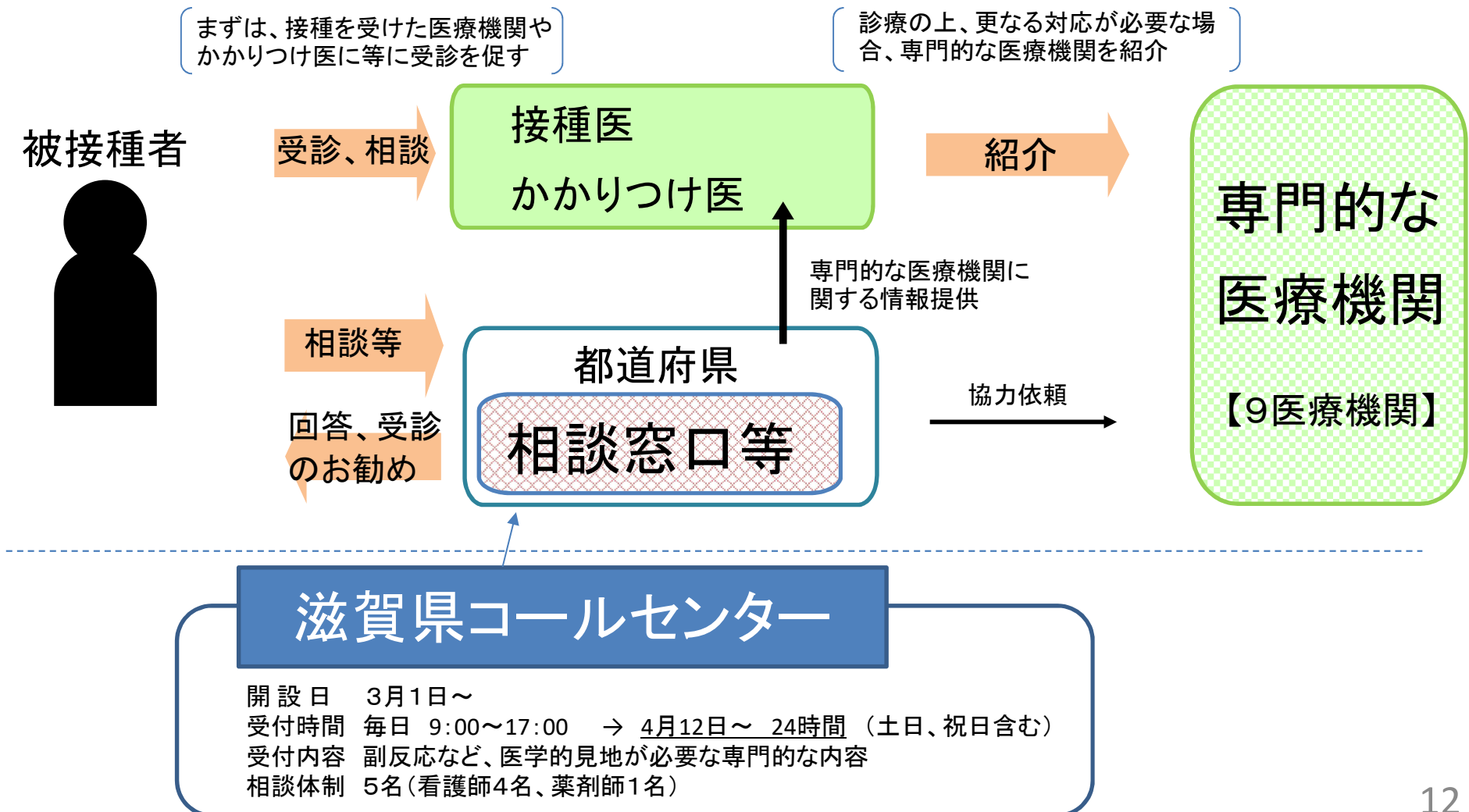
発現割合	症状
50%以上	接種部位の痛み、疲労、頭痛
10-50%	筋肉痛、悪寒、関節痛、下痢、発熱、接種部位の腫れ
1-10%	吐き気、嘔吐

コミナティ®添付文書より改編

- インフルエンザ等のワクチンより痛みが強いと感じる方もいます。
- これらの症状の大部分は、接種後数日以内に回復しています。
- 疲労や関節痛、発熱など、1回目より2回目の方が、頻度が高くなる症状もあります。

ワクチンを受けた後について

2 専門的相談体制の確保



県の取組状況

3 令和2年度 テレビCM(3月17日～31日)

①



③



②



④



県民に安心してワクチン接種してもらおう

○ 令和3年度においても、幅広く広報を展開していく

(ワクチン接種を受けた後や外国人の対応などについて)



ワクチン接種における課題等について

1 ワクチンの供給遅れによる影響

国からのワクチン供給の遅れにより、医療従事者のワクチン接種と高齢者のワクチン接種の時期が重なることとなった。

一部の高齢者接種を行う医療従事者については、自身がワクチン接種をしていない段階で高齢者にワクチン接種をしなければならない事態が生じた。

そのため、集団接種に出動するはずだった医師や看護師が未接種のため、取りやめるといった事態が生じている。

	3月	4月	5月	6月	7月
医療従事者等	3/5				
高齢者(65歳以上)		4/12			
				(終了予定は市町により異なる)	

ワクチン接種における課題等について

2 ワクチンの供給遅れによる影響への対応

現在、一番早く医療従事者へワクチン接種する方法は、高齢者向けワクチンを使用することである。そのため、市町において対応・検討をお願いしているところである。

この方法が難しい場合は、県へ、ワクチン接種を希望する医療従事者の必要な人数を報告いただき、県は、できる限り医療従事者の枠の中で調整をさせていただきます。

4月12日から、高齢者を対象としたワクチン接種が開始されること、同日以降配送されるワクチン及び医療従事者向け接種のためのワクチンについては、配送の名目が医療従事者等向け接種又は高齢者向け接種のいずれの用途となっているかにかかわらず、医療従事者等及び高齢者に接種することができることとする。

「令和3年4月2日付け事務連絡 一部抜粋 厚生労働省健康局健康課予防接種室」

高齢者用のワクチンを使って、その会場で先に医療従事者が打ってから、高齢者の接種をやっていただいても一向に構いませんし、副反応その他の恐れがあるならば、前の日にでも、そのワクチンを使って医療従事者に打っていただいても、高齢者接種、現場でスタートしていただくのも特に問題ございません。そういう意味で自治体には柔軟にぜひ対応していただきたいと思っております。

「河野内閣府特命担当大臣記者会見要旨 令和3年3月15日」

ワクチン接種における課題等について

市町のワクチン接種体制の構築関係の課題、要望等

関係団体

【課題等】 集団接種にかかる医師、看護師、薬剤師等の確保が難しい。
（県の対応） 関係団体に協力を依頼する。

【課題等】 個別接種をしていただく病院、診療所の確保が難しい。
入院やかかりつけ患者は、個別接種（かかりつけ医）で対応できるようにしてほしい。
（県の対応） 関係団体に協力を依頼する。

国

【課題等】 ワクチンの配送スケジュールが不透明な状況のため、会場の確保など計画が策定できない。
（県の対応） ワクチンの供給量・時期など可及的速やかに示すよう全国知事会等を通して国に要望。

【課題等】 ワクチンの接種順位を地域の実情に応じて弾力的に対応できるようにしてほしい。
・高齢者等の送迎者、柔道整復師、エッセンシャルワーカー等。
（県の対応） 地域の実情に応じて対応できるよう全国知事会等を通して国に要望。

【課題等】 ワクチン関係のシステムの支障について
（県の対応） システムの使用により運用が制限されることの無いよう全国知事会等を通して国に要望。

ワクチン接種における課題等について

市町のワクチン接種体制の構築関係の課題、要望等

県

【課題等】 健康被害調査委員会設置の支援について

「ワクチン接種による健康被害については、市町は健康被害調査委員会を設置することとされているが、調査委員会を立ち上げて運営していく負担は大きい。各市町において発生することが予想されることから、県に当該業務の中心的な役割を担っていただき、専門的、広域的な役割を発揮してもらいたい」

(県の対応) 検討中

【課題等】 幅広く広報をしてほしい。

「ワクチンは遅れても必ず来るので安心してほしい ・副反応に対する対応
・外国人への情報発信」

(県の対応) 市町の意見を聞きながら、広報活動をしていく。

【課題等】 市町への情報提供、ばらつきが生じないよう後方支援を願いたい。

(県の対応) ・定期的に市町の状況を確認し、情報共有を図っている。

- ・情報交換会(2月3日、3月30日)を開催し、課題解決に向けた情報共有を図っている。
- ・保健医療圏ごとに県職員の担当者を置き、密に連絡を取れる体制を構築。
- ・市町の進捗状況に応じ個別に市町を訪問。

みんなで作る 滋賀県安心・安全店舗 認証制度

新型コロナ
対策



飲食店の皆様の感染症予防対策を県が認証し、
お客様の安心・信頼を獲得するための認証制度です。

【認証の基準や申請方法について】

STEP1



チェックリスト（裏面に一部を記載）に基づき、
各店舗において感染症対策を実施。

STEP2



対策を終えた飲食店の皆様から
申請をいただいたうえで、県が現地を確認・認証。

STEP3



県が認定証（シール）を交付し、
同意を得た店舗の店舗名をホームページ等で公表。

認証制度の
詳細はこちら



これが安心・安全の目印です！

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bousai/sougo/318212.html>

【お問い合わせ】

滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター（5/6～）

電話番号：077-528-1344 開設時間：9:00～17:00（平日のみ）

感染症予防対策 チェックリスト👆



飲食店の皆様に取り組んでいただきたい感染症予防対策例

※下記の内容は一部ですので、詳細は県のホームページ等でご確認ください。

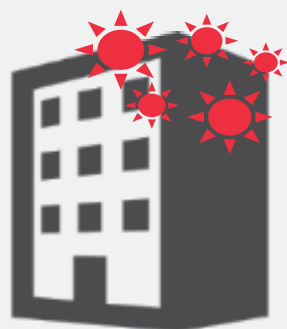
- 入店時にアルコールによる手指消毒を実施していることを確認している。
- 会話時はマスクを着用いただくことを、掲示により案内している。
- 常時換気、または30分に1回以上の頻度で5分程度、2方向の窓を全開にするなどして十分な換気を行っている。
- 1時間に1回程度、出入り口や券売機、トイレのドアノブなど利用者・従業員が触れるところを消毒している。
- 「もしサポ滋賀」のQRコードの読み取りをお願いしている。



新型コロナウイルス感染拡大防止システム 『もしサポ滋賀』



QR読み込み



感染判明



通知

「もしサポ滋賀」の詳細はこちら

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/ict/312530.html>



※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

感染症予防対策にかかる基準（飲食業）チェックリスト

1. 適切な対策の持続的実施

- 店内の感染対策を指導および確認する担当者を2名以上定めている。
1名で経営している場合、経営者を主担当者と定めている。

主担当者： _____ 副担当者： _____

- すべての従業員へ下記感染対策に関して説明し、実践できていることを確認している。
※1人で経営している場合は不要。

従業員への説明を _____ 月 _____ 日に終了

- 店内の対策確認および各従業員の対策確認を定期的実施している。

担当者による対策確認の頻度 店内 _____ 回/週 各従業員 _____ 回/週

2. 来店者の感染症予防

- 入店時にアルコールによる手指消毒を実施していることを従業員が確認している。
- 会話時はマスク着用いただくことを、掲示により案内している。
- 来店者に対し、咳などの風邪症状がある場合には、利用しないよう掲示等で案内している。
- 全ての座席の対面距離およびテーブル間を1m程度確保している。確保できない場合は、パーティション（目を覆う程度の高さ以上のものを目安）を設置するなどによる飛沫予防を行っている。
※少人数の家族、乳幼児、介助者が必要な方、普段から一緒にいる方などが利用される場合はこの限りではない。

座席の対面距離： _____ m

- 待合室などでは、マスク着用と併せて、店舗内で対面距離を1m程度確保できるように工夫している。確保できない場合は、入場制限を行っている。
- 「もしサポ滋賀」のQRコードの読み取りをお願いしている。

3. 従業員の感染症予防

- 常にマスクを着用している。
- 業務開始前に検温・体調確認を行い、記録している。
- 発熱や軽度であっても風邪症状、嘔吐、下痢などの症状がある場合には、出勤をしないことを周知し、出勤している場合は直ちに帰宅することを指示している。
- 休憩スペースでは、マスクを着用し、一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避けている。
- 休憩スペースでは換気を行い、共用する物品は定期的に消毒している。
- 従業員には就業時間以外にも、「3密環境を避けること」、「家族以外と会話時のマスク着用」および「手洗いなどの基本的な対策」が必要なことを説明し、実践させている。

4. 施設・設備の衛生管理の徹底

- 常時換気（機械または2方向の窓の開放。窓が一つしかない場合は、ドアをあける等。全開ではなくても可。）、または30分に1回以上の頻度で5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける等）にするなどして十分な換気を行っている。
- 1時間に1回程度、出入り口や券売機、トイレのドアノブなど利用者・従業員が触れるところを消毒している。
- 来店者の入れ替え時にテーブル、卓上の共用調味料や注文用のタッチパネルなどの共用物品を消毒している。
- 大皿料理の提供をさけている。大皿で提供する場合は、取り箸や小皿をつけている。
- 共通のタオルを禁止し、ペーパータオルを設置するか、または個人のタオル等の使用を促している。
- 喫煙スペースでは、密にならないようにし、会話を控えることを案内している。

喫煙スペース あり・なし 利用人数上限 人

会話を控えることおよび利用人数の案内方法 口頭説明・掲示・その他

- 本認証シールを、店舗外から確認できるように掲示することができる。また、チェックリストを店内等、来店者が確認できるところに掲示することができる。